

三大疾病特約付団信



死亡保障・高度傷害保障に加えて

悪性新生物(がん)

脳卒中

急性心筋梗塞

により所定のお支払事由に該当された場合



住宅ローン残高相当額※の保険金が支払われます。

※保険金が支払われる場合であっても、延滞利息や遅延損害金等をご負担いただく場合があります。

大切なご注意事項

- 告知の内容によりご加入いただけない場合があります。
過去の病歴や現在の健康状態等により、保険会社でご加入をお断りする場合があります。
※申込書兼告知書は窓口にご用意しています。
- お申込金額は最高6,000万円までとなり、また3,000万円を超えるときは、保険会社所定の診断書の提出が必要となります。
- 住宅ローンの金利は通常より高くなります。
通常の住宅ローン金利に0.25%上乗せとなります。
- 上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは保険金お支払いの対象外となります。

その他、保障開始日から90日以内に診断確定された悪性新生物およびその再発・転移等はお支払対象となりません。

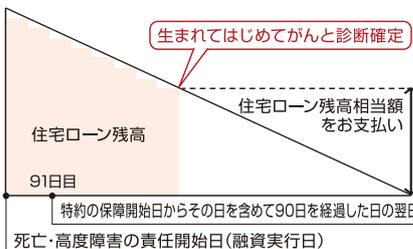
■三大疾病特約付団信(死亡・高度障害・3大疾病保障)のポイント

加入資格	団体信用生命保険への加入が承諾となった方	
3大疾病保険金	悪性新生物(がん)	被保険者が、保険期間中に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学所見(生検)により診断確定されたとき
	急性心筋梗塞	被保険者が、保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
	脳卒中	被保険者が、保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
保険金が支払われない場合	悪性新生物(がん)	①上皮内がん(※1)・所定の皮膚がん(※2) ※1 子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等 ※2 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん ②①以外の悪性新生物(がん)で、下記に該当するもの ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていた場合 ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合(90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます)
	急性心筋梗塞	①お支払事由に該当しない急性心筋梗塞の場合 ②保障開始日前の疾病を原因とした場合
	脳卒中	①お支払事由に該当しない脳卒中の場合 ②保障開始日前の疾病を原因とした場合

※詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「契約概要」および「注意喚起情報」をご確認ください。

※死亡・高度障害保障に係わる「お支払事由(概要)」、「保険金が支払われない場合」の要件については、左ページ「住宅ローン団信(死亡・高度障害保障)のポイント」をご参照ください。

がん診断保険金について



急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金について

